

新庄市告示第 8 5 号

新庄市雇用調整助成金申請支援給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和 2 年 5 月 1 日

新庄市長 山 尾 順 紀

新庄市雇用調整助成金申請支援給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（以下「企業者」という。）を支援するために国が実施する雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金（以下「助成金」という。）の申請を支援するため、雇用調整助成金申請支援給付金（以下「申請支援給付金」という。）を支給する事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第 2 条 申請支援給付金の支給対象者は、市内に事業所を有する企業者であって、助成金の交付を受けるに当たり社会保険労務士に報酬等を支払ったものとする。

(支給額等)

第 3 条 申請支援給付金の支給額は、社会保険労務士に支払った報酬等の額に相当する額とし、1 企業者につき 1 年度当たり 4 0 0 , 0 0 0 円を限度とする。

(支給申請)

第 4 条 申請支援給付金の支給を受けようとするときは、令和 3 年 3 月 3 1 日までに、新庄市雇用調整助成金申請支援給付金支給申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 社会保険労務士への支払を証する書類の写し
- (2) 社会保険労務士が作成した雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の支給申請に係る書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに支給の可否を決定し、新庄市雇用調整助成金申請支援給付金支給・不支給決定通知（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

(申請支援給付金の返還)

第 5 条 市長は、偽りその他不正の手段により申請支援給付金の支給を受けたと

認めるときは当該企業者に対し、支給額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和2年告示第105号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和2年告示第161号)

この告示は、告示の日から施行する。